

建管 第213-1号  
令和3年 5月19日

関係各団体の長様

埼玉県県土整備部長

### 工事等に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

埼玉県の県土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することが決定されたことを踏まえて、令和3年5月10日付建管第179-1号により通知したところです。

現在、本県の感染状況は漸増、高止まりである中、まだ増加する状況との専門家の分析がされており、まん延防止等重点措置期間がさらに延長となることがないよう、気を引き締めて対策を徹底しなければならない状況にあります。

建設業においては、現場が屋外で密になることはありませんが、工事等の現場へ車両で移動する際の同乗・相乗り、車内や作業員宿舎の共用スペース、休憩所、喫煙所などでマスクを外した会話及び飲食等の状況において感染の可能性が指摘されております。

建設業に携わる皆さまには、昨年度から『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日改訂版）』に基づき対応をいただいているところですが、改めて感染防止対策を徹底していただきますようお願いします。

なお、本通知は各団体に所属する企業から、協力企業への周知も併せてお願いします。

担当 建設管理課

技術管理担当 宮澤、高木、宮崎

TEL 048-830-5201

審査・指導監督担当 藤倉、大和地

TEL 048-830-5171